

旭市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けた者を会員として組織する旭市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）及び市民による育児の相互援助活動（以下「相互援助活動」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業の実施）

第2条 事業の実施主体は、市とする。ただし、市は、適切に事業を運営することができると市長が認めるものに事業を委託することができる。

（業務）

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他会員組織の運営に関すること。
- (2) 相互援助活動の受付、連絡、調整等に関すること。
- (3) 相互援助活動についての研修及び指導に関すること。
- (4) 会員間の交流に関すること。
- (5) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) センター及び相互援助活動の広報に関すること。
- (7) センターの開所時間以外及び休業日における事故その他緊急事態に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、当該事業の目的達成に必要な業務（センターの開所時間及び休業日）

第4条 センターの開所時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 センターの休業日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

3 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、休業日を変更することができる。

(アドバイザー等)

第5条 センターにアドバイザーを置く。

- 2 アドバイザーは、第3条各号に規定する事務を処理する。
- 3 アドバイザーは、相互援助活動の円滑な調整を図るため必要があると認めるときは、会員の中からサブリーダーを選任することができる。
- 4 サブリーダーは、アドバイザーの指示を受け、アドバイザーの事務を補助する。

(会員の種類)

第6条 会員の種類及びその内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 提供会員 育児の援助を行う者
- (2) 利用会員 育児の援助を受ける者
- (3) 両方会員 提供会員及び利用会員を兼ねる者

(会員の要件)

第7条 提供会員は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) センターの実施する研修を修了していること。
- (3) 心身共に健康で積極的に援助活動を行うことができること。
- (4) 相互援助活動に理解と熱意を有する者であること。

2 利用会員は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されていること又は市内の事業所に通勤していること。
- (2) 原則として生後6か月以上小学校修了前までの児童を養育していること。
- (3) 育児の援助を必要とする者であること。
- (4) 相互援助活動に理解と熱意を有する者であること。

3 両方会員は、前2項に規定する要件のいずれにも該当するものとする。

(入会の申込み等)

第8条 会員になろうとする者は、旭市ファミリー・サポート・センター入会申込書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条の規定による申込みを受けたときは、これを審査し、

第7条に規定する要件に該当する者であると認めたときは、当該申込みをした者の入会を承認して会員として登録するとともに、旭市ファミリー・サポート・センター会員証(第2号様式。以下「会員証」という。)を交付するものとする。

- 3 会員は、入会と同時に相互援助活動の損害の賠償に備えるため、センターの指定する補償保険に加入するものとする。この場合において、当該加入に係る費用はセンターが負担するものとする。

(登録事項の変更の届出)

第9条 会員は、登録された事項に変更があったときは、速やかに旭市ファミリー・サポート・センター会員登録変更届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、旭市ファミリー・サポート・センター退会届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 会員は、退会するときは、会員証を返還しなければならない。

(登録の抹消による退会)

第11条 市長は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、登録を抹消し、退会させることができる。

- (1) 第7条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 他の会員の財産、プライバシー等を侵害したとき。
- (3) 会員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- (4) センターの運営を妨げ、又はセンターの信頼を失墜させるような行為を行ったとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めたとき。

- 2 市長は前項の規定により会員登録を抹消したときは、旭市ファミリー・サポート・センター会員登録抹消通知書(第5号様式)により通知しなければならない。

(相互援助活動の内容)

第12条 会員による相互援助活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保育施設、小学校及び放課後児童クラブ(以下「保育施設等」という。)の開始時間まで児童を一時的に預かること。

- (2) 保育施設等の終了時間後、児童を一時的に預かること。
 - (3) 保育施設等と相互援助活動を行う場所との間の児童の送迎を行うこと。
 - (4) 保育施設等の休所その他の事由により児童を臨時的に預かること。
- 2 前項の相互援助活動は、原則として会員の家庭において行うものとする。
- 3 提供会員又は両方会員が援助できる児童の人数は、1人とする。ただし、会員相互の合意がある場合に限り、同一利用会員の養育する2人の児童に対して実施することができる。
- 4 相互援助活動は、宿泊を伴う援助は行わないものとする。

(相互援助活動の実施時間)

第13条 相互援助活動を行う時間は、午前6時から午後7時までの間で、育児の援助が必要な時間とする。ただし、特別の事情がある場合は、会員相互の合意がある場合に限り、援助時間を午前6時から午後9時までの間とすることができる。

(相互援助活動の実施方法)

- 第14条 利用会員又は両方会員が育児の援助を受けようとするときは、アドバイザー又はサブリーダーに申し込まなければならない。その変更又は取消しをしたときも同様とする。
- 2 前項の規定による申込みは、原則として相互援助活動を行う日の1か月前から5日前(センターの休業日を除く。)までに行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。
- 3 アドバイザー又はサブリーダーが第1項の規定による申込みを受けたときは、育児の援助を必要とする会員が希望する相互援助活動の内容、日時等を確認し、育児の援助を行う会員との調整を行うものとする。
- 4 育児の援助を必要とする会員とその援助を行う会員は、援助の内容について、事前に十分な協議を行い、両者合意のうえ、決定するものとする。
- 5 アドバイザー又はサブリーダーは、相互援助活動の調整を行ったときは、旭市ファミリー・サポート・センター援助依頼受付簿(第6号様

式)にその内容を記録するものとする。

- 6 アドバイザー又はサブリーダーは、提供会員若しくは両方会員が相互援助活動を行ったとき、若しくは当日に相互援助活動の取消しを受けたときは、旭市ファミリー・サポート・センター相互援助活動報告書(第7号様式)を作成し、相互援助活動を実施した日又は当日に相互援助活動の取消しを受けた日の属する月の翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(相互援助活動の報酬等)

- 第15条 利用会員又は両方会員は、相互援助活動の提供を受けたときは当該提供を行った会員に、当日に相互援助活動の取消しを行ったときは相互援助活動を行う予定であった会員に、別表に定める基準に従って報酬を支払わなければならない。

- 2 利用会員又は両方会員は、前項に規定するもののほか、相互援助活動の提供に係る食事代その他当該利用会員に負担させることが適当と認められるものについては、実費を負担しなければならない。

(会員の責務等)

- 第16条 会員は、相互援助活動により知り得た情報を漏らしてはならない。退会後もまた同様とする。

- 2 利用会員又は両方会員は、相互援助活動の提供を受けるときは、第14条第4項の規定により決定された援助内容以外の援助を要求してはならない。

- 3 提供会員又は両方会員は、相互援助活動の提供を行ったときは、前条第1項の規定による報酬及び同条第2項の規定による実費以外の対価を要求してはならない。

(事故の報告)

- 第17条 会員は、相互援助活動中に事故が発生したときは、直ちにセンターへ報告しなければならない。

(その他)

- 第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱による事業の実施に必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表（第 15 条関係）

利用日及び利用時間	報酬（利用時間 1 時間当たり）
1 月曜日から金曜日までの日（国民の祝日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日を除く。以下この表において「平日」という。）の午前 7 時から午後 7 時まで	児童 1 人につき 700 円
2 平日の午前 6 時から午前 7 時まで及び午後 7 時から午後 9 時まで	児童 1 人につき 900 円
3 土曜日、日曜日及び国民の祝日	児童 1 人につき 900 円
4 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日（国民の祝日を除く。）	児童 1 人につき 900 円

備考

- 1 利用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間の報酬とする。
- 2 利用時間が 1 時間以上の場合であって、1 時間未満の端数が 30 分以下であるときの 1 時間未満の報酬の額は、利用時間 1 時間当たりの報酬に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、1 時間未満の端数が 30 分を超えるときの 1 時間未満の報酬の額は、利用時間 1 時間当たりの利用料とする。
- 3 同一世帯内で複数の児童に係る相互援助活動を同時間に提供を受けたときの 1 人を超える児童の報酬は、この表において掲げる報酬に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。